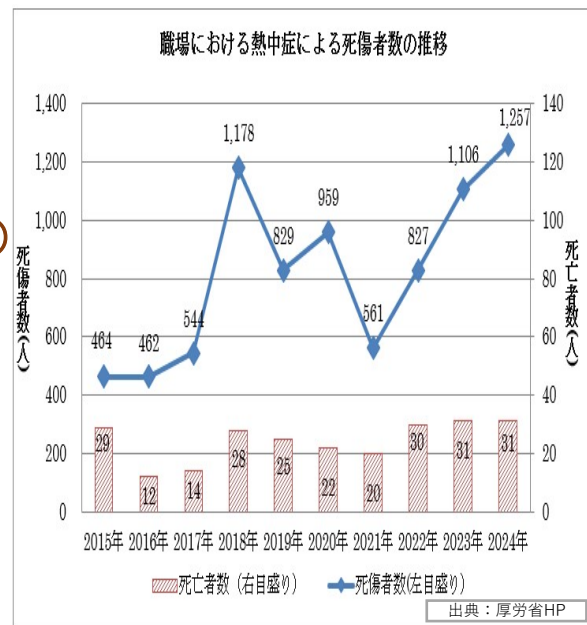


# 令和8年度「建設労働災害防止対策実施事項」における熱中症防止対策について

■ 気候変動の影響により年平均気温は上昇傾向にあり、建設業における熱中症による休業4日以上<sup>1</sup>の死傷者数も近年増加傾向にある。また、熱中症による死亡者数は、全産業の3割を占める状況にある。

■ このような状況の中、令和7年には労働安全衛生規則（安衛則）が改正され、事業者<sup>2</sup>に熱中症のおそれがある労働者の早期発見及び重篤化の防止のため、「体制整備」、「手順作成」及び「作業従事者への周知」が義務付けられたところであるが、令和7年においてもなお多くの建設作業者が熱中症に罹患しており、令和8年も一層の酷暑が見込まれている。

一方、厚生労働省では、予防策を検討しており、近く職場における熱中症防止のためのガイドライン（ガイドライン）を取りまとめることとしている。



■ 建設業労働災害防止協会（協会）は、「STOP!熱中症クールワークキャンペーン」（キャンペーン）の主唱者の一人として国とも連携して職場における熱中症予防に取り組むとともに、建設業労働災害防止対策実施事項（実施事項）に熱中症予防対策を盛り込み、取組を進めてきたところである。

■ 令和8年度実施事項の「V 協会が推進する重点実施事項」に基づき推進する重点実施事項のうち熱中症防止対策の実施事項は別紙のとおり。

■ 引き続き、厚生労働省とも連携を取りながら、建災防として熱中症防止対策をより効果的に実施していくこととしている。

出典：厚生省HP

**STOP! 熱中症クールワークキャンペーン**

職場での熱中症により近年は、  
二年間で約30人が亡くなり、  
約1,000人以上が4日以上  
仕事を休んでいます。

準備期間 4月 にすべきこと

<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立 事業場ごとに熱中症予防管理責任者を選任し、熱中症予防の責任体制を確立	<input type="checkbox"/> 暑さ指数(WBGT)の把握の準備 JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定 暑さ指数に応じた作業計画の作成、作業中止に関する事項を含めた作業計画を策定	<input type="checkbox"/> 設備対策の検討 暑さ指数に応じたため息扇や扇風機、風が当たる設備、飲み水の確保などの設備を検討
<input type="checkbox"/> 休憩場所の確保の検討 冷房を備えた休憩場所や、涼しい休憩場所の確保を検討	<input type="checkbox"/> 服装の検討 服装と湿気防止の効果を考慮し、通風や湿気により身体を冷却する機能をもつ服の着用を検討
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施 作業従事者に対する暑さ指数に関する教育を実施	<input type="checkbox"/> 緊急時の対応の事前確認 緊急時の対応(異常時における連絡体制や対応手順等)を確認し、関係者に周知

厚生労働省 建設労働災害防止対策推進部

(R7.2)

## 熱中症防止対策の実施事項

### 1 労働災害防止に係る各種広報・啓発活動の展開

令和7年改正安衛則、ガイドライン、令和8年キャンペーン及び高齢者の労働災害防止のための指針（令和8年2月10日高齢者の労働災害防止のための指針公示第1号。）（高齢者災防指針）の内容を踏まえて広報・啓発活動を展開することとし、新たにポスター、のぼり等の用品等を作成して、頒布する。

### 2 リスクアセスメントの確実な実施の促進

リスクアセスメント建設業版マニュアルの普及・定着に当たっては、WBGT値を把握した上で、リスクを見積もること及び熱中症に係るリスク低減措置についても次の例を参考に、優先順位を付けて取り組むことが重要であることの理解が進むよう周知徹底を図る。

ア 暑熱作業の廃止・変更等、計画の段階から熱中症の原因を除去し、又は低減する措置

イ 直射日光を遮る簡易な屋根、送風機の設置等の工学的対策

ウ 暑熱順化の実施、暑熱作業への連続的従事時間の短縮、基礎疾患の有無等作業者の健康状態に応じた配置等管理的対策

エ 電動ファン付き作業服、冷却ベスト、ネッククーラー等個人用装備の使用

### 3 建設業労働安全衛生マネジメントシステム（コスモス）の導入促進

建設事業場から提出されるコスモス認定申請を審査する際には、熱中症予防対策を盛り込んだシステムとなっていることを確認し、必要に応じて指導する。

### 4 重篤度の高い労働災害を減少させるための重点対策の推進

令和8年度実施事項のV4(7)の熱中症予防対策は、上記1の令和7年改正安衛則、ガイドライン等の内容を踏まえつつ、周知徹底を図る。

### 5 安全衛生教育の推進

本部が実施する建設業等における熱中症予防指導員・管理者研修講師養成講座は、上記1の令和7年改正安衛則、ガイドライン等の内容を踏まえて、教材用図書等とともに、必要に応じて内容を見直した上で実施する。

支部が実施する熱中症予防対策等に係る教育についても同様に必要に応じて内容を見直した上で実施する。

### 6 高齢者作業者の労働災害防止対策の推進

高齢者災防指針の第2の2(1)「身体機能の低下を補う設備・装置の導入」に暑熱な環境への対応が特記されている（涼しい休憩場所の整備等、通気性の良い服装、ウェアラブルデバイス等の利用）ことに留意しつつ、具体的に取り組むべき熱中症防止対策の周知を図る。

### 7 第63回全国建設業労働災害防止大会

標記大会において熱中症予防対策への取組を発表してもらい、効果的な安全衛生対策のノウハウの共有を図る。

### 8 協会が主唱する各種運動

令和8年度実施事項V10に示した3つの運動のほか、令和8年キャンペーンについても主唱者として積極的な周知啓発、指導援助等に取り組む。なお、令和9年3月を中心とした熱中症予防のための早期の集中広報の取組を検討する。

### 9 安全衛生活動に対する指導・支援等の推進

#### ア 安全・衛生管理士による技術指導・支援活動の推進

春季から夏季にかけての現場指導、集団指導等の際には、上記1の令和7年改正安衛則、ガイドライン等の内容を踏まえた熱中症防止対策に重点を置くものとする。

#### イ 安全指導者による指導、支援活動の推進

安全指導者による指導等も上記アに準ずるものとする。

#### ウ 中小専門工事業者の安全衛生支援活動の推進

標記の国庫補助事業における集団指導、現場パトロール、店社等に対する個別支援等の活動においては、上記1の令和7年改正安衛則、ガイドライン等の内容を踏まえた熱中症防止対策を盛り込むものとする。

#### エ 自然災害に係る復旧・復興工事における安全衛生対策の推進

標記の国庫補助事業における現場パトロール、安全衛生教育、安全講話、安全衛生相談及び広報についても上記ウに準ずるものとする。

### 10 労働災害防止のためのICT活用データベースの充実

IoTを活用等した熱中症予防対策事例のICTデータベースへの登録を促進し、その充実を図るとともに、積極的な周知広報に努める。